

市民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書
 県民税 給与支払報告 特別徴収
 森林環境税 特別徴収

整理番号
 1 現年度 2 新年度 3 両年度

受付印 8
 生駒 市長
 令和 8 年 9 月 10 日 提出

〒 630-0288
 所在地 生駒市東新町8-38
 名称 O×商事株式会社
 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください) 1111111111111111

担当 係氏名 人事課 給与係
 担当者 生駒花子
 電話 0743-74-1111
 内線 288

7 年度 指定番号 7 0010009 宛番号 1
 8 年度 指定番号 7 0010009 宛番号 1

フリガナ イコマ イチロウ
 氏名 生駒 一郎
 新姓
 生年月日 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和 0 西暦 32 年 7 月 21 日
 個人番号 1 2 3 4 5 × × × 6 7 8 9
 1 月 1 日 現在 生駒市本町3-11
 異動後 同上

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000
 (イ) 徴収済税額 6 月分から 9 月分まで 40,000
 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 10 月分から 5 月分まで 80,000

異動年月日 令和 8 年 9 月 30 日
 異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。
 番号を記入 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他(↓)にその理由を記載
 2
 異動後の未徴収税額の徴収方法 ※必ず下欄も記載してください
 1
 1 月 1 日以降退職時までの給与支払額
 ① 特別徴収継続
 ② 一括徴収
 ③ 普通徴収(本人が納付)
 退職所得等の支払額 (支払予定額)
 円 年
 勤続年数

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収をする場合に記入してください。) ※新しい勤務先への連絡が必須です※

〒 630-0245
 所在地 生駒市東新町9-28
 フリガナ O×商事(株) 生駒営業所
 特別徴収指定番号
 担当 氏名 生駒和子
 氏名 電話 0743-75-0101
 法人番号 2222222222222222
 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

新しい勤務先へは、
 月割額 10,000 円 を 10 月分
 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
 ※新しい勤務先へ月割額お伝えください。
 受給者番号 12345
 納入書の要否 1 番号を記入 ← ① 必要 ② 不要 (新規の場合のみ記載)

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入
 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
 徴収予定額 (ウ)と同額を右覧に記入
 円
 左記の一括徴収した税額は、
 月分(翌月10日納期)で納入します。

③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 ※異動年月日が1月1日~4月30日の場合や、海外へ転出される場合などは、原則一括徴収してください。
 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。
 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
 3. 死亡による退職のため。

注意事項
 ・この書類の提出期限は原則該当の従業員等の異動があった翌月10日までです。
 ・該当の従業員の死亡退職の場合は、『相続人代表者指定届』
 国外に出国される場合は『納税管理人申告書・承認申請書』の提出が必要です。
 詳しくは生駒市課税課市民税係にお問い合わせください。